

【メッセージ】

新型コロナウイルス感染症が確認されてから3年余りが経過しました。

この間、町民の皆様、事業者の皆様、そして医療従事者の皆様には、外出自粛や多くの制限を強いられる中、感染拡大防止に向けた取組について、ご理解とご協力をいただき、改めて深く感謝とお礼を申し上げます。

この度、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが、5月8日より、2類相当から5類に変更されることに伴い、国においては、「新型コロナウイルス感染症対策本部」や「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が廃止され、新型コロナウイルス感染症への対応は、大きな転換期を迎えます。

本町におきましても、国の考え方や北海道の対応に準じ、「岩内町新型コロナウイルス感染症対策本部会議」を廃止いたしますが、ウイルスそのものは消失していないことから、町民の皆様におかれましては、次の日常における基本的な感染対策を、心がけていただきますようお願いいたします。

【マスクの着用】

個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とし、一定の場合にはマスク着用を推奨

【手指消毒・換気】

特徴を踏まえた基本的感染対策として、引き続き有効

【三密の回避・人と人との距離の確保】

換気の悪い場所や不特定多数の人が集まる場所では、近接した会話を避けることが有効（避けられない場合はマスク着用が有効）

町といたしましても、引き続き、基本的な感染対策やワクチン接種などの情報提供を行うとともに、社会経済活動の再開に向けて、町民の皆様の生活支援や事業者支援などに取り組んでまいりますので、よろしく願いいたします。

令和5年5月

岩内町長 木村 清彦